

乳肥素牛市・和牛ET市出荷者 }
乳肥素牛市・和牛ET市購買者 } 各位

児湯郡市畜産農業協同組合連合会
代表理事会長 壹岐 浩史

乳肥素牛市・和牛ETスモール牛市における事故補償規程の制定と
事故負担金の徴収について

時下、貴殿におかれましては日頃より当市場をご愛顧頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、当市場にて開催しております乳肥素牛市・和牛ETスモール牛市においては、現在、事故補償に対する規程がない為、事故が発生した際は、補償に対する支出先もない事から、出荷者・購買者双方による協議を行い、処理を行って参りました。

特に、ここ数年ではBL発症による全廃棄等も発生しており、購買者側から「補償がなければ安心して購買出来ない。」といった意見も出てきております。

つきましては、出荷者・購買者双方が安心して取引出来る家畜市場の運営を行う為、事故補償規程の制定を行い、事故負担金の徴収をさせて頂く事となりましたので、大変恐縮に存じますが、趣旨ご理解の上、ご協力賜ります様、何卒宜しくお願い申し上げます。

記

1. 負担金

売買成立1頭につき、種別により以下の金額を事故負担金として徴収する。

せり市	区分	出荷者	購買者	畜連
乳肥素牛市	交雑種（中間）	500	500	250
	交雑種（スモール）	300	300	150
	乳用種（中間）	300	300	150
	乳用種（スモール）	300	300	150
和牛ET市	スモール	500	500	250

2. 補償対象

競り市に出場し、売買が成立したもの。原則、市場業務規程の通り、異議申し立ては落札日より8日までとし、9日以降は無効とする。但し、獣医師の診断書があり、搬出前に発症したと確認でき、競り時に公表がなかったもの、牛白血病が発症した場合はこの限りでない。

3. 事故負担金及び補償開始期間

令和6年8月16日乳肥素牛市・和牛ETスモール牛市より徴収するものとし、
補償対象牛については、負担金徴収を開始した令和6年8月16日出荷牛より対象とする。

4. その他

事故負担金の返還はしないものとする。

5. 添付書類

- ・児湯地域家畜市場 乳肥素牛市・和牛ETスモール牛市事故補償規程
- ・乳肥素牛市・和牛ETスモール牛市事故補償基準

ご不明な点は、児湯地域家畜市場までお問い合わせ下さい。

TEL 0983-35-1231

児湯地域家畜市場 乳肥素牛市・和牛E Tスモール市事故補償規程

(目的)

第1条 この規程は、児湯地域家畜市場で開催される乳肥素牛市、和牛E Tスモール市において補償対象期間内及び補償対象牛に発生した事故に対する補償を目的とする。

(委員会名称及び構成)

第2条 委員会の名称は「乳肥素牛市・和牛E Tスモール市事故補償評議委員会」(以下、委員会)とする。委員会の構成は別途定める通りとし、委員長は畜連会長、副委員長は畜連副会長とする。

(事業)

第3条 この規程は、前述の目的を達する為に、次の事業を行う。

- 2 児湯地域家畜市場にて開催される乳肥素牛市、和牛E Tスモール市で取引され、補償の必要が生じたものに対して委員会を開き、対応について協議する。
- 3 事故補償費については、負担金を充てる。

(負担金)

第4条 売買が成立した補償対象牛1頭につき、出荷者、購買者、畜連より以下の金額を事故負担金として徴収する。尚、負担金の返還はしないものとする。

せり市	区分	出荷者	購買者	畜連
乳肥素牛市	交雑種 (中間)	500	500	250
	交雑種 (スモール)	300	300	150
	乳用種 (中間)	300	300	150
	乳用種 (スモール)	300	300	150
和牛E T市	スモール	500	500	250

(補償)

第5条 購買者から提出された書類をもって、委員会を開き、乳肥素牛市・和牛E Tスモール市事故補償規程、補償基準に基づき補償額を決定する。

但し、都合により委員会を開催しない場合は、委員長の指示により補償することが出来る。

(補償対象期間及び補償対象牛)

第6条 落札日から60日以内を原則とする。但し、牛白血病が発症した場合や委員会が認めた場合はこの限りでない。

- 2 競り市に出場した場合に対象とする。(セリに出場していない評価牛等は対象外。)

- 3 セリ出荷日の1ヶ月前より出荷者が所有していた場合に対象とする。但し、出荷時点で生後1ヶ月に満たないものについては、出生時所有者とセリ出荷者が同一の場合に対象とする。
- 4 セリ購買者と発症時所有者が同一の場合に対象とする。
- 5 出荷者、購買者の双方に過失がない場合に対象とする。

(収支の報告)

第7条 収支報告については、年度末に会計報告を行うものとする。

(事業年度)

第8条 この事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

本規程は、令和6年8月16日より施行する。

本規程の改廃は乳肥素牛市・和牛ETスモール市事故補償評議委員会の決議とする。

乳肥素牛市・和牛ETスモール市事故補償基準

1. 原則、市場業務規程の通り、異議申し立ては落札日より8日までとし、9日以降は無効とする。但し、獣医師の診断書があり、搬出前に発症したと確認でき、落札時に公表がなかったものについては、この限りでない。
この様な場合は、出荷者に確認を取り、三者（出荷者・購買者・児湯畜連）で協議を行い解決に努めるが、解決出来ない場合については、乳肥素牛市・和牛ETスモール牛市事故補償評議委員会（以下、委員会とする）に諮るものとする。
2. 補償期間は原則落札日より60日以内とする。但し、委員会が認めた場合はこの限りでない。
3. 補償対象の事故が発生した診療費、処理代等は領収書をもって全額補償とする。但し、治療継続中のものは、委員会で補償が決定した日までを補償期限とする。
4. 補償対象期間の飼養管理費は、原則中間牛1,000円/日、スモール牛500円/日とするが、委員会が認めた場合はこの限りでない。
5. 飼育管理を受託し、搬出までに起こった事故については、委員会に諮るものとする。但し、軽微な事故（5万円以下）及び診療費、治療費補償については、畜連参事が判断決定し委員会での報告にて承認する。
6. 死亡事故等の補償については次の通りとする。
 - 1) 死亡した場合の補償割合は、原則落札日より死亡日までの日数で下記「死亡事故補償基準割合」より算出するが、内容によっては、下記「死亡事故補償基準割合」を落札日から初診日へ変更して算出する場合がある。尚、補償算出金額は、購買支払合計金額（税込）を使用するものとし、死亡までの飼育管理費、診療費、治療費、診断書代、処理代も合わせて補償する。
 - 2) 諸々の要因で、死亡はしていないが、先が見込めない場合には、原則、落札日より報告日の日数で下記「死亡事故補償基準割合」の半分を補償する。但し、内容によっては、基準割合を落札日から初診日へ変更し算出する場合がある。
尚、この場合の診療費、治療費、診断書代は原則せり日より最大60日以内をもって補償とする（飼育管理費は支払わない）。但し、61日以降についても、委員会で承認されれば補償する場合がある。

死亡事故補償基準割合

8日以内	15日以内	30日以内	60日以内
100%	75%	50%	25%

死亡牛並びに死亡していても先が見込めない牛の補償は事故補償基準6 1) 2) で定められた額とするが、それ以外で補償対象となった事案については、委員会でその都度金額を決定する。

7. B L 陽性牛の補償については次の通りとする。

1) B L 陽性牛の補償は一切行わない。

8. B L 発症牛の補償については次のとおりとする。

- 1) 導入後 30 か月以内に屠畜され、屠場にて B L と診断、全廃棄となった場合（診断書必要）には購買支払合計金額のみ（税込）を補償する。但し、素牛購買者と枝肉出荷者が異なる場合は補償しない。
- 2) 屠畜されていなくても、導入後 30 ヶ月以内において血液検査等の精密検査を実施し、「B L 発症」と判断された場合には購買支払合計金額のみ（税込）を補償する。尚、「B L 発症」の判断については、全国の N O S A I 規定による基準に準ずるものとする。（別記参照）

9. 上記において、日数計算する場合は全て落札日を 1 日と数える事とする。

この基準は、乳肥素牛市・和牛 E T スモール市事故補償評議委員会で決議施行するものとする。

(別記)

○B L 発症における基準について(N O S A I 規定)

- | |
|---|
| <p>1) <u>体表若しくは体腔内のリンパ節の複数の腫大又は胸腺の腫大が認められ、かつ、血液検査において、異型リンパ球数が抹消リンパ球数の 5% 以上認められるもの又は腫大リンパ節の生体組織学的検査において多数の異型リンパ球数が認められるもの。</u></p> <p>2) <u>血液検査において抹消リンパ球数が 12,000 個/mm³以上認められ、かつ、抗体検査の結果が陽性のもの。</u></p> |
|---|